

伊豆市指定袋及びごみ処理券の取扱店の指定に関する要綱

平成21年9月30日

伊豆市告示第107号

改正 平成22年12月6日伊豆市告示第121号

(趣旨)

第1条 この告示は、伊豆市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年伊豆市条例第113号。以下「条例」という。）第7条第3項に規定する指定袋及び同条第4項に規定するごみ処理券を取扱う者の指定並びに条例第15条の2に規定する手数料（以下「手数料」という。）に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に基づく収納事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(取扱店)

第2条 指定袋及びごみ処理券の交付並びに手数料の徴収をする者は、この告示に基づき指定袋及びごみ処理券取扱店（以下「取扱店」という。）の指定を受けなければならない。

(取扱店の指定)

第3条 取扱店の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊豆市指定袋及びごみ処理券取扱店指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 市税納税証明書
- (2) 代表者身分証明書（個人事業者の場合に限る。）
- (3) 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (4) 所在地を確認できる地図
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、申請者について次に掲げる事項のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

- (1) 市内に店舗、事業所等を有し、当該店舗、事業所等を取扱店として指定後継続して業務を営む見込みがあること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 指定袋及びごみ処理券の発注、保管、交付等の管理及び公金の処理を適正に行うことができること。
- (4) その他市長が別に定める基準に該当すること。

3 市長は、前項の規定による確認で申請者が前項各号に適合していると認めるときは、速やかに取扱店に指定するものとし、伊豆市指定袋及びごみ処理券取扱店指定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

(収納事務委託)

第4条 市長は、前条の規定により指定した取扱店と指定袋及びごみ処理券手数料収納事務委託契約（以下「委託契約」という。）を締結するものとする。

2 取扱店は、委託契約の内容を遵守し、次に掲げる事項を適正に行わなければならない。

- (1) 手数料と引換えに指定袋及びごみ処理券の交付を行うこと。
- (2) 伊豆市指定袋及びごみ処理券取扱店の表示（様式第3号）を行うこと。

(取扱委託料)

第5条 市長は、指定袋及びごみ処理券を交付し、手数料を徴収した取扱店に対して、取扱委託料を

支払うものとする。

(交付枚数等の報告及び手数料の納入)

第6条 取扱店は、毎月10日までに前月分の指定袋及びごみ処理券の交付枚数等を、別に定める報告書により、市長に報告しなければならない。

2 取扱店は、交付月の翌々月の末日までに手数料を市へ納付しなければならない。

(申請事項の変更等)

第7条 取扱店は、第3条第1項の申請に変更があるとき又は営業を廃止するときは、速やかに伊豆市指定袋及びごみ処理券取扱店指定変更(廃止)届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消すものとする。

- (1) 第3条第1項の申請に虚偽があったとき。
- (2) 指定を受けた後に第3条第2項に規定する事項に適合しなくなったとき。
- (3) 第6条に規定する事務を行わないとき。
- (4) 手数料の収納事務に関し、著しく信用を失う行為があったとき。
- (5) 前条の規定による営業を廃止する届出があったとき。
- (6) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、取扱店の指定を取り消したときは、取消事由を付して伊豆市指定袋及びごみ処理券取扱店指定取消通知書(様式第6号)により通知し、直ちに委託契約を解除しなければならない。

(指定袋及びごみ処理券の返還等)

第9条 取扱店は、前条の規定により指定を取り消されたときは、保管している指定袋及びごみ処理券を市へ返還しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年12月6日伊豆市告示第121号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第6条第2項の規定は、平成22年12月分の手数料の納付から適用する。

様式第1号（第3条関係）

伊豆市指定袋及びごみ処理券取扱店指定申請書

年 月 日

伊豆市長 様

住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名) 印
(電話番号)

伊豆市指定袋及びごみ処理券の取扱店の指定に関する要綱第3条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

取扱店舗の所在地 伊豆市

会社名又は商号

氏名又は代表者

電話番号

FAX番号

休業日	毎週 曜日 ・ 隔週 曜日 毎月第 曜日 ・ その他 () ・ なし
営業時間	午前・午後 時 分～午前・午後 時 分 (時間営業)
従業員	人

様式第2号（第3条関係）

伊豆市指定袋及びごみ処理券取扱店指定通知書

年 月 日

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

様

伊豆市長

印

このことについて、伊豆市指定袋及びごみ処理券の取扱店の指定に関する要綱第3条第3項の規定により下記のとおり指定します。

記

取扱店舗の所在地 伊豆市

会社名又は商号

氏名又は代表者

電話番号

FAX番号

指定番号	
------	--

指
定
番
号
第
号

指
定
袋

伊
豆
市

取
扱
店

ご
み
処
理
券

様式第6号（第8条関係）

伊豆市指定袋及びごみ処理券取扱店指定取消通知書

年 月 日

住 所

（所在地）

氏 名

（名称及び代表者氏名）

様

伊豆市長

印

次のとおり伊豆市指定袋及びごみ処理券取扱店指定取消を通知します。

記

1 取消年月日

2 取消の理由